

固定資産諸台帳の縦覧ができます

縦覧制度とは、ご自分の資産の今年度の評価額が適正かどうかを判断していただくために設けられた制度です。土地価格等縦覧簿には、土地の所在・地番・地目・地積及び価格を、家屋価格等縦覧簿には、家屋の所在・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積及び価格を記載しています。

国東市では、パソコンの画面で確認していただく方式を採用しています。なお、縦覧期間中に限りご自分の名寄帳を無料でお渡しします。

- ・縦覧期間 4月1日から6月2日(第1期納期限)まで
- ・縦覧場所 市役所税務課・各総合支所地域総務課
- ・対象者 縦覧できる人は、納税者本人・同居の親族・納税管理人・代理人(ただし納税者本人以外の方の場合は委任状が必要です)です。

【問合せ】 税務課 ☎0978-72-1111

まちの緊急防災・減災事業の財源確保のために

住民税の均等割の税率が変わります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)」が公布されました。このため、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災施策に要する費用の財源を確保するため、個人住民税(市民税及び県民税)の均等割の標準税率が引き上げとなりました。

国東市においても防災・減災事業の財源を確保するため、平成26年度から35年度まで10年間に限り、個人の市民税と県民税の均等割の額をそれぞれ500円引き上げます。1人当たりの増税額は年1,000円になります。

市民の皆様には新たな負担となりますが、生命と財産を守るために使わせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

国東市 災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

国東市と社会福祉法人国東市社会福祉協議会は、地震や津波等による災害が発生した場合に、国東市災害ボランティアセンターを速やかに設置し、ボランティアによる被災者への善意の支援活動が効果的に活かせるように「国東市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」を締結しました。

大規模災害が発生した時は、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、ボランティアやNPO等による被災者への積極的な支援活動が求められます。協定を結び、国東市と社会福祉法人国東市社会福祉協議会が連携を図りながら、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われる環境整備を行います。

※災害ボランティアセンターとは、市内で災害等が発生したときに災害ボランティアと連携し、被災住民への支援や被災地の迅速な復旧及び復興をするために設置されるものです。

【問合せ】 総務課防災係 ☎0978-72-5160

火災が発生しています あせ草焼きに注意

これから田植えシーズンを迎え、水田周辺でのあせ草焼きなどをする機会が多くなります。ちょっとした不注意から毎年多くの火災が発生しています。火の取り扱いには十分注意し、風が強い時や空気が乾燥している時は行わないでください。

【問合せ】 国東市消防本部 ☎0978-72-1101

平成26年度 市税・社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)納期等一覧表

徴収月 納期限	5月 6月2日 (月)	6月 6月30日 (月)	7月 7月31日 (木)	8月 9月1日 (月)	9月 9月30日 (火)	10月 10月31日 (金)	11月 12月1日 (月)	12月 12月25日 (木)	1月 2月2日 (月)	2月 3月2日 (月)	3月 3月31日 (火)
個人市県民税 (普通徴収) 現金納付/口座振替		①期 全期		②期		③期			④期		
固定資産税 現金納付/口座振替	①期 全期				②期			③期		④期	
軽自動車税 現金納付/口座振替	全期										
国民健康保険料 (普通徴収) 現金納付/口座振替			①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期
介護保険料 (普通徴収) 現金納付/口座振替		①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期	⑩期
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収) 現金納付/口座振替			①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	

納付できる場所

国東市役所・国東市役所各総合支所・湊出張所・大分銀行・豊和銀行・大分県信用組合
九州労働金庫・大分県農業協同組合・大分県漁業協同組合(武蔵・安岐支店除く)
九州内のゆうちょ銀行/郵便局(沖縄県除く)

この機会に安心・便利な口座振替をご利用ください

口座をお持ちの金融機関及び国東市役所・国東市役所各総合支所の窓口で手続きができます。通帳と通帳印が必要です。

※国東市役所へ毎月5日までに金融機関から受付済の申込書が届けられた場合、その月の月末から口座振替が開始されます。なお、市役所の窓口へ直接提出した申請書についても、金融機関での受付が必要ですので、事務手続きに時間を要します(窓口でご確認ください)。振替は月1回のみで、月末に行います。

軽自動車税を口座振替される方へ

軽自動車税を口座振替されている方は、納期限の6月2日(月)に指定の口座から引落しされます。引落し確認後、6月中旬に納税証明書(継続検査用)を送付いたします。

5月末から6月初旬にかけて軽自動車の車検の有効期限を迎えられる方については、前年度の納税証明書をご利用のうえ、できるだけ6月1日までに車検を受けていただきますようお願いいたします。

口座振替できる金融機関

大分銀行・豊和銀行・大分県信用組合・九州労働金庫
大分県農業協同組合・大分県漁業協同組合・全国のゆうちょ銀行/郵便局

【問合せ】 税務課 ☎0978-72-1111